

貸借対照表の資本が変わる

制度調査部

吉井 一洋

純資産（旧資本）の定義とROEの計算方法が変わる。

【要約】

金融庁は、2006年2月24日に財務諸表等規則や開示府令を改正する内閣府令案を公表した。

内閣府令案では、2005年12月の純資産会計基準の設定に併せて、貸借対照表上の純資産の部（旧資本の部）の表示方法を大きく変更している。

当レポートでは、新しい貸借対照表の「純資産」の内容を、純資産会計基準に基づいて解説する。

純資産会計基準の概要

A S B J（企業会計基準委員会）は、2005年12月9日に企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第8号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（以下「純資産会計基準」という）を公表した。これにより、貸借対照表の「資本の部」の表示方法は抜本的に改められる。

従来は「資本の部」＝「純資産」とされており、「株主資本」という語はこれらと同じ内容を指すものとして用いられてきた。しかし、純資産会計基準では「資本の部」は無くなり、資産・負債の差額は「純資産の部」として表示される。その一方で、「株主資本」の範囲は資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式（控除項目）に限定される。「純資産」の部には、他に「評価・換算差額等」、「新株予約権」、さらに連結財務諸表においては「少数株主持分」が含まれる。「評価・換算差額等」には、「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」、「土地再評価差額金」、「為替換算調整勘定」が含まれる。即ち、新株予約権、少数株主持分、繰延ヘッジ損益が新たに純資産に加わることになる。

個別財務諸表では、「株主資本」の中の「利益剰余金」について純資産会計基準では「資本剰余金」と同様に「利益準備金」と「その他利益剰余金」の二区分にしている。「その他利益剰余金」の内訳として「任意積立金」のように株主総会又は取締役会の決議で設定される項目は、その内容を示す科目で表示する。新会社法により株主総会の利益処分や中間配当に限らず剰余金の配当を行うことができるようになるため、「当期末処分利益」と「次期繰越利益」の区分を無くし「繰越利益剰余金」として表示することとしている。

参考までに連結財務諸表における従来の「資本の部」と「純資産の部」を比較すると図表1のようになる。

図表1 連結貸借対照表 (単位: 億円)

改正後の連結貸借対照表		改正前の連結貸借対照表	
負債の部		負債の部	
.....		繰延ヘッジ利益 ⁴	30
繰延税金負債(増加分)	12 ¹	新株予約権	15
負債の部の合計	567 ²	負債の部の合計	600
純資産の部		少数株主持分	60
株主資本		資本の部	
1. 資本金	140	資本金	140
2. 資本剰余金	110	資本剰余金	110
3. 利益剰余金	180	利益剰余金	180
4. 自己株式	30		
株主資本合計	400		
評価・換算差額			
1. その他有価証券評価差額金	30	その他有価証券評価差額金	30
2. 繰延ヘッジ損益 ³	18		
3. 土地再評価差額金	15	土地再評価差額金	15
4. 為替換算調整勘定	15	為替換算調整勘定	15
評価・換算差額等合計	78		
新株予約権	15		
少数株主持分	60		
純資産合計	553	自己株式	30
		資本合計	460
負債純資産合計	1,120	負債、少数株主持分及び資本合計	1,120

- 1 繰延ヘッジ利益の税効果相当額
 2 567 = 負債600 - 繰延ヘッジ利益30 - 新株予約権15 + 繰延税金負債(増加分)12
 3 税効果相当額12を控除後の金額
 4 税効果会計不適用
 (出所)新基準・適用指針に基づいて、大和総研制度調査部が作成

基本的な考え方

純資産会計基準導入のきっかけになったのは、A S B Jが2004年12月28日に公表したストック・オプションの会計基準案である。この会計基準案ではストック・オプションを資本でも負債でもない中間区分として計上することとしていた。ストック・オプションは、返済義務がある「負債」ではなく、権利行使前の段階では「資本」でもないというのがその理由である。しかし、このような「中間区分」を設けることには異論が多くとりやめとなった。

そこで「貸借対照表における貸方項目の区分表示のあり方全般について検討を行う」ために、貸借対照表表示検討専門委員会が設けられ、2005年2月から検討が開始された。

貸借対照表表示検討専門委員会では、2004年7月に公表(9月に一部修正)された討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(以下「概念フレームワーク」という)の内容を積極的に取り入れる方向で議論が行われてきた。「概念フレームワーク」は、わが国の会計基準設定の拠りどころとなる基本概念を整理したものである。A S B Jが正式に承認したものではなく、討議資料として位置づけられているが、検討に際しA S B Jが主導的な役割を果たした。「概念フレームワーク」では「資産」と「負債」の差額を「純資産」と定義し、「純資産」を次のように区分している。

資本：株主(連結財務諸表の場合は親会社株主)に帰属する部分

その他の要素

ア．株主以外に帰属するもの(少数株主持分、新株予約権)

イ．いずれにも帰属しないもの(その他有価証券評価差額金、為替換算調整勘定等の「リスクから解放」されていない投資の成果など。繰延ヘッジ損益も含まれる)

さらに、当期の成果を表す指標として「当期純利益」を重視し、「資本」を「当期純利益」を生み出す投資の正味ストックとして、純資産から分けて定義している。

純資産会計基準では、この「資本」に該当する部分を「株主資本」として表示することとしている。

「新株予約権」(ストック・オプションを含む)は返済義務を示す「負債」ではないことから「純資産」に含まれるが、まだ株主となっていない新株予約権者に帰属するものであることから、「株主資本」には含めず、これとは別に表示することとしている。

「少数株主持分」は、子会社の資本のうち親会社に帰属していない部分を示すものであり、親会社の株主に帰属するものではない。わが国では連結財務諸表は親会社説を採用しているため、現行の連結財務諸表では、親会社に帰属しない「少数株主持分」は「資本の部」には含めていない。返済義務のある「負債」にも該当しないことから、「中間区分」として表示している。しかし「新株予約権」を「中間区分」として表示することに反対意見が多かったことや国際的にも「中間区分」を廃止する流れにあることを受け、純資産会計基準では「少数株主持分」を「株主資本」以外の「純資産」とすることとしている。

「繰延ヘッジ損益」は、現行の財務諸表では、「資産」、「負債」に計上されている。しかし、これらは「概念フレームワーク」の定義によれば、「資産」、「負債」には含まれない。デリバティブの評価損益をヘッジ会計の適用により繰り延べているものであり、「その他有価証券評価差額金」と性格が類似している。そこで、純資産会計基準では、「繰延ヘッジ損益」を「その他有価証券評価差額金」と同じく「純資産」の中の「評価・換算差額等」に含めている。

会計処理への影響

新基準では、貸借対照表の表示方法は変更するが、会計処理方法は基本的には変更しない。例えば、新株予約権が権利消滅した場合は、戻入益が発生するが、この点は変更は無い。ストック・オプションが権利消滅した場合も同様である。

少数株主持分は純資産に含まれることになったが、少数株主損益は、従来どおり当期の損益から控除される。

「繰延ヘッジ損益」を純資産として計上することになっても、税効果会計が適用されることを除き、ヘッジ会計の方法に変更は無い。ただし、貸付金・借入金等を金利スワップなどでヘッジし、繰延ヘッジ会計を適用した場合、金利スワップなどの時価の変動に伴い「純資産」の部が変動することになる。なお、金利スワップを時価評価しない特例処理や為替予約等の振当処理は、これまでどおりであり、純資産会計基準の影響を受けない。

投資指標への影響

純資産会計基準は「資本」の定義の変更を求めるものであり、その影響は大きい。例えば、代表的な投資指標であるROEなどがどのように変更されるか注目されていた。2006年2月24日に公表された企業内容等の開示に関する内閣府令(案)では、有価証券報告書等ではROEを「自己資本利益率」と呼び、当期純利益を新株予約権や少数株主持分を控除した後の純資産(図表1の例では478億円)で割って算出することとしている。自己資本比率を計算する際の自己資本も同様である。海外では「新株予約権」を資本に含めており、これら投資指標の海外との比較可能性が問題となる。

適用時期

新基準は、会社法施行日(2006年5月の予定)以後終了する中間(連結)会計期間の中間(連結)財務諸表、連結会計期間の連結財務諸表及び事業年度の財務諸表から適用される。3月決算会社の場合は、2006年9月中間期から適用される。